

記載例集



【各書類に共通する注意事項】

- (1) 複写式の書類は、重ね書きにご注意ください。
- (2) 西暦ではなく、必ず和暦（昭和・平成・令和）で記入します。
記載例に4月1日と書いてあるものは、必ず4月1日と記入します。
- (3) 印鑑は朱肉印を使います。シヤチハタ印等のスタンプ印は使用不可です。
特に複写式の書類は、印鑑を押すところは2枚目以降にもあるため、見落としのないようにご注意ください。
- (4) 記入誤りをした場合は修正液や砂消しは使用不可です。
修正箇所に赤ペンで2本線を引き、余白に正しく記入すること。
- (5) 所属名・所属コード・職員番号など、現時点ではわからない部分は空欄のまま提出し、所属先の事務職員の指示に従ってください。
- (6) この封筒に書類は各1部入っています。
手書きの場合は、こちらをご利用ください。
複数部必要な書類は、確認後コピーを取ります。
捺印後のコピーでの提出は受付できませんので、ご注意ください。

データ入力の場合は、必要部数を印刷してご提出ください。

提出書類一覧

* 記載例に基づき記入した以下の書類を提出してください。

提出日	No.	書類名	ページ
3/ 22	1	給与口座振込申出書	2～3
	2	預金口座振替依頼書(口座振替手数料負担承諾書)	4
	3	旅費振込申出書	5
	4	給付金等口座振込(変更等)申出書	6～7
	5	三菱UFJ銀行始めすべての振込口座の通帳、もしくはキャッシュカード等口座番号がわかるもの(コピー可)	
	6	組合員資格取得届書 4部	8～9
	7	被扶養者申告書、国民年金第3号被保険者関係届(該当者のみ) 4部	
	8	一般財団法人愛知県教育職員互助会加入申込書 2部	10
	9	年金加入期間等報告書	11～12
	10	組合員転入・異動届書兼前歴報告書(該当者のみ)	
	11	年金手帳または基礎年金番号がわかる書類	
	12	個人番号確認票	13
	13	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	14～15
	14	認印、銀行印(三菱UFJ銀行で登録してある場合)	
4/ 3	15	通勤届 ※公共交通機関利用者は3月 日に提出	16～17
	16	住居届(該当者のみ)	19～20
	17	扶養親族届(該当者のみ)	21～22
	18	児童手当・特例給付認定請求書(該当者のみ)	23
	19	公務使用にかかる自家用自動車届出書	18
所属の 指定日	20	厚生諸費支払申出書	
	21	教員免許状(所有するものすべて)のコピー	

※No.4, 6～7, 9～10 公立学校共済組合愛知県支部のホームページでもダウンロードできます。

アドレス: <https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke1/index.html> 4
<https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/shotodokeshikakunintei/index.html> 6～7
<https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke2/index.html> 9～10

給与受領方法についての説明とお願い

1 給与の受領方法の選択について

給与・期末勤勉手当・給与改定差額の受領の仕方として次の5つの方法から自分の希望するものを選んでください。

豊明市では、全職員が、給与の全額を振込にしています。現金受領の危険防止のため、

I型・II型にご協力お願いいたします。

I型 全額、A口座に振り込む。

II型 希望する定額をB口座に振り込み、残額をA口座に振り込む。

III型 希望する定額その1をB口座に振り込み、希望する定額その2を現金で受領し、残額をA口座に振り込む。

IV型 希望する定額その1をA口座に振り込み、希望する定額その2をB口座に振り込み、1,000円未満の端数をA口座に振り込み、残額を現金で受領する。

V型 1,000円未満の端数をA口座に振り込み、残額を現金で受領する。

2 給与の振込口座の開設について

3口座（普通預金の口座）まで選択可能です。ただし必ず自分名義のものです。

A口座

B口座

C口座（三菱UFJ銀行の口座に限る）

A=C, B=C でもよい。



C口座は厚生諸費の振替口座です

※ 給食費・親睦会費・組合費・日教済・グループ保険・福祉貯金等のことを厚生諸費といいます。厚生諸費の振替には手数料（1回につき11円）がかかります。ただし、預金口座振替依頼書（口座振替手数料負担承諾書）の「厚生諸費収納依頼団体一覧表」にある団体への振替を行う期間は手数料の負担はありません。

C口座に必要なため必ず三菱UFJ銀行に口座を開設してください。すでに口座のある場合は、それを使っていただいてもかまいません。ただし記入の際には、通帳の支店名・口座番号の確認をお願いします。

※銀行から、支店の統廃合についてのお知らせが届いている場合は、通帳の支店名・口座番号が変更されている場合があります。注意してください。

給与口座振込申出書記入例

記入例：新規登録

様式第1号

給与口座振込申出書

令和〇〇年 4月 1日

事務職員に確認
愛知 豊明 信長 殿

給与の口座振込について、次のとおり申し出ます。

わかる場合は記入（7桁数字）。不明な場合は空欄

申出者	所属名	氏名	開始年月
	所属コード	職員番号	令和〇〇年4月分給与から
申出区分	ア 口座の変更 ウ 口座の取消 ① 新規 2 変更 } 0 取消し エ 振込内容の変更		

[登録口座]

口座 区分	金 融 機 関 名		金 融 機 関 コー ド				種 別	口座（通帳）番号 （右詰めで記入）							備 考			
	金 融 機 関	本支店名	金 融 機 関	本支店（通帳記号）														
A	〇〇銀行	△△支店	0	0	0	1	1	2	3	普 通	0	1	2	1	2	1	2	端数、定額、残額振 込口座（C口座と共 用可）
	ゆうちょ銀行		9	9	0	0	1				0							
B										普 通							定額振込口座（＃）	
	ゆうちょ銀行		9	9	0	0	1	4	5		6	0	0	0	3	4		3
C	三 菱 UFJ 銀行	◇◇支店	0	0	0	5	7	8	9	普 通	0	5	6	5	6	5	6	厚生諸費相当額の 振込口座

- ※1 登録口座は、本人名義の普通預金口座とします。
 2 A口座は主口座、B口座は副口座です。B口座のみの登録はできません。
 3 C口座の登録又は変更をする場合には、預金口座振替依頼書も併せて提出してください。
 4 登録口座を変更又は追加する場合は、該当する欄のみ記入してください。
 5 A、B口座はゆうちょ銀行以外の金融機関にも登録できます。

通帳又はキャッシュカードを見て、**右詰め**で記入し、余白は「0」で埋めてください。

[振込方法]

- 1 厚生諸費相当額をC口座
 2 上記処理後の残額について
- 種別ごとに希望する振込型に○を付けてください。

振		込		内		訳												
区 分		種 別	例	月 給 与					期 末 勤 勉 手 当					給 与 改 定 差 額 及 び 実 績 給				
				6 月 期					1 2 月 期									
振込型（希望する振込型に○印をつける）				I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	I	V			
振 込 型 別 に よ る 指 定 金 額	I	全額をA口座に振り込む	A	全 額					全 額					全 額				
	II	指定金額（千円）をB口座へ、残りすべてをA口座に振り込む （残額A口座）	A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9				
			B	0	0	5	0											
			現 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	III	指定金額（千円）をB口座へ、残りのうち指定金額（千円）を現金、残りすべてをA口座に振り込む （残額A口座）	A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	II型を希望した場合、「B金額」を記入してください			
			B															
			現 金															
	IV	指定金額（千円）をBA口座へ、千円未満の端数をA口座へ振り込み、残りすべて現金 （残額現金）	A	端 数					端 数					端 数				
			B															
			現 金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
V	千円未満の端数をA口座へ振り込み、残りすべて現金	A	端 数					端 数					端 数					

- ※1 振込内訳は、給与等の種別ごとに振込型を選び、該当欄に記入してください。
 2 III型：B口座の指定金額を「0」にすることにより、残金すべてをA口座へ振り込むことができます。
 3 IV型：A、B口座どちらかの指定金額を「0」にすることもできます。
 4 II型、III型及びIV型の指定金額のうち「9999」は残額表示です。

II型を希望した場合、「B」欄は必ず金額を記入してください。

[注意事項]

- 1 申出内容の変更は、変更申出のあった月の翌月からとなります。
 2 変更された口座の解約は、変更後の口座に入金されるまで行わないでください。
 3 振り込みができなくなった場合は、直接現金で支払うことになります。
 4 婚姻などによる登録口座の名義変更等、上記以外の取扱いについては、あらかじめ所属の給与事務担当者に相談の上、手続きをしてください

記載例

預金口座振替依頼書（口座振替手数料負担承諾書）

令和〇〇年 4 月 1 日

一般財団法人 愛知県教育職員互助会長 殿

私は、厚生諸費に係る口座振替処理にあたり、下記事項について

(該当する方を○で囲んでください。) 【1. 承諾します。／2. 承諾しません。】

預金者名	フリガナ	トヨアケ ノブナガ						所 所 属	必ず三菱UFJ銀行の届出印を 鮮明に押印（4枚）（注2）					
	氏 名	豊明 信長												
	職員番号	（※氏名の下は余白を残してください）												
預金口座	銀行名	三菱UFJ銀行				支店名	※ ○ ○ 支 店				銀行への届出印			
	銀行コード	※店コード				預金種目	口座番号（右づめ）				刈谷			
	0 0 0 5	7 8 9	1. 普通	0 5 6 5 6 5 6										

※印欄は通帳記載の「口座開設店名」「口座開設店番」を記入してください。

(注1) 預金口座は、「給与口座振込申出書」により申し出た「C 口座」を記入してください。

(注2) 預金口座が印鑑レス口座の場合は、銀行への届出印の欄には、任意の印鑑を押印してください。

また、口座振替の申し込み後、三菱UFJダイレクトで登録しているEメールアドレスあてに申込内容確認のメールが送付されますので、必ずご確認ください。

メールの確認処理がされてないと
振替ができません。

三菱UFJ銀行のアプリがあります
ので、そちらをダウンロードして
おくことをオススメします。

給 日

振替開始年月

令和〇〇年 5 月

記

厚生諸費を振り替える際の手数料相当額を、上記振替開始年月以降支払ること。

(「厚生諸費収納依頼団体一覧表」にある団体への振替を行なう期間を除きます。)

料相当額とを合わせた額を貴互助会の口座に振り替えること。

こと。

4 手数料相当額は1回につき11円であること。

厚生諸費収納依頼団体一覧表

収 納 依 頼 団 体 名	厚 生 諸 費 の 内 容
(一財)愛知県教育職員互助会	福祉貯金
(一財)愛知県退職教職員互助会	掛金、貸付返済金
愛知県教員組合	団体扱保険掛金等
愛知県学校事務職員組合	

(注) 承諾の有無及び太枠内をご記入ください。

記載例

様式

旅 費 振 込 申 出 書

愛 知 県 教 育 委 員 会 殿

令和〇〇年 4月 1日

令和〇〇年 5月以降支払分の旅費口座振込について、次のとおり申し出ます。

事務職員に確認

申出者	所 属 名		氏 名	豊 明 信 長			
	所 属 コード		職 員 番 号				
申 出 区 分		1 (新 規)	2 振込口座	変更 3 取消し			
振込をする口座			わかれば記入(7桁数字)。不明な場合は空欄				
口 座 区 分	☒ A口座	☐ B口座	☐ C口座	☐ 現金			

- (注)
- 1 口座区分の一つから選択すること。
 - 2 給与とは異なり、ゆうちょ銀行の口座への振込はできないため、その口座は選択しないように注意すること。
 - 3 本書は本人の給与振込申出書と一体で保管すること。

共済組合・互助会の給付金受領方法についての説明とお願い

給付金等の口座振込について

- ①. 給付金（医療費補助金、カフェテリアプラン等）は個人口座に振り込まれます。

希望制ですが、振込口座の登録にご協力をお願いします。

- ②. 給与の振込口座で選択した口座でも可です。
- ③. 給与の振込口座で選択した口座と異なっても可です。
- ④. 振込口座を変更する場合は、事務に申し出てください。

※ 支店の統廃合で支店名・口座番号が変更になった場合は、すみやかに事務に申し出てください。

公立学校共済組合愛知支部長 殿
一般財団法人愛知県教育職員会 殿

給付金等の口座振込について、次~~／~~とおり申し出ます。

通帳又はキャッシュカード
を
見て右詰めで記入し、余白
は「0」で埋めてください。
口座番号が468013の場合

公立学校共済組合愛知支部長

PC上での入力も可能です。

- 記載例7

組合員に○を付します。

太枠内を記入し、4部作成

所属所長証明欄

☐ 組合員		組合員に○を付します。		取得届書		太枠内を記入し4部作成																							
事務職員に確認																													
C/H		所属所名		氏名(姓と名の間は1文字空ける)		職名		教諭																					
		所属所コード		組合員証番号		異動区分		性別		生年月日																			
				豊明 信長						元号 年 月 日																			
						2		男:1 女:2		昭:3 平:4		4		○		○		○		○		○		○		○		24	

様式第1号

一般財団法人愛知県教育職員互助会加入申込書

所 属 名	豊明市立〇〇学校		所属コード	〇〇〇〇〇 (5桁数字)
			職員番号	〇〇〇〇〇〇〇 (7桁数字)
任用形態	教諭 臨時的任用教諭 任期付任用教諭など	ふりがな 氏 名	とよあけ のぶなが 豊明 信長	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	互助会 加 入 年月日	令和〇〇年 4 月 1 日	
上記のとおり互助会加入の申込みをします。 令和〇〇年 4 月 1 日 一般財団法人愛知県教育職員互助会長 殿 住 所 〒448-0000 刈谷市〇〇町〇〇番地 コーポ〇〇302号 氏 名 豊明 信長				
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所の文書受付印 所 属 長				

部分に該当する内容を記入してください。
 部分はプルダウンリストより元号を選択してください。

年金加入期間等報告書

組合員氏名	愛知 太郎								所属所名	〇〇市立〇〇中学校										
組合員証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	所属所コード	6	2	9	9	9						
生年月日	平成		〇	年	8	月	16	日	基礎年金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	

年金制度	資格取得年月日 (就職年月日)	資格喪失年月日 (退職年月日の翌日)	加入共済組合名 (又は勤務先等)	備考
公務員期間(※) (※) 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員期間 <地方公務員共済組合の例> ・公立学校共済組合 ・地方職員共済組合 ・都市職員共済組合 ・市町村職員共済組合 等	令 □ 年 4 月 1 日	 年 月 日	公立学校共済組合 愛知支部	
	報告期間2: 今回公立学校共済組合員になった日			
	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
離婚時みなし被保険者期間	 年 月 日	 年 月 日		
被扶養配偶者みなし被保険者期間	 年 月 日	 年 月 日		
年金未加入期間等	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
上記以外の年金加入期間 有 ・ 無 ↑ いずれかに○	平 ▲ 年 8 月 15 日	令 □ 年 4 月 1 日	(参考) 「上記以外の年金加入期間」 ・第一号厚生年金被保険者(会社員等) ・第四号厚生年金被保険者(私立学校職員(私学共済)) ・国民年金のみ加入 ・学生納付特例 等の公務員共済以外の年金制度に加入している期間をいいます。	
報告期間1: 20歳の誕生日の前日からの期間 (それ以前に公的年金加入期間がある場合は当該期間も別途記入)				
「有」の場合は右欄に加入期間を記入してください。(国民年金のみ加入の場合は下欄も参照してください)	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
右参考の「国民年金のみ加入」の期間のうち、加入期間が一日のみの場合は右欄にその日付を記入してください。	 年 月 日	 年 月 日	在学中に市町村役場へ「納付猶予申請」の手続きをした者	
	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		
	 年 月 日	 年 月 日		

私の年金加入期間等について、上記のとおり報告します。

公立学校共済組合愛知支部長殿

令和 □ 年 4 月 1 日

組合員

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇町2-3-4

氏名 愛知 太郎 (印)

※自署に限り押印不要

※引き続き他の共済組合(公務員期間)又は引き続かない共済組合(公務員期間)がある場合は、「組合員転入・異動届書兼前歴報告書」を併せて提出してください。

部分に該当する内容を記入してください。
部分はプルダウンリストより元号を選択してください。

年金加入期間等報告書

組合員氏名	豊田 次郎								所属所名	〇〇市立〇〇中学校																		
組合員証番号	1	3	4	5	6	7	8	9	所属所コード	6	3	9	9	9														
生年月日	昭和		〇		年		7	月		22	日		基礎年金番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1					
年金制度	資格取得年月日 (就職年月日)								資格喪失年月日 (退職年月日の翌日)								加入共済組合名 (又は勤務先等)								備考			
公務員期間(※) (※) 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員期間 <地方公務員共済組合の例> ・公立学校共済組合 ・地方職員共済組合 ・都市職員共済組合 ・市町村職員共済組合 等	平 ■ 年 4 月 1 日								令 ◇ 年 4 月 1 日								〇〇県市町村職員 共済組合											
	令 ◇ 年 4 月 1 日								年 月 日								公立学校共済組合 愛知支部											
	年 月 日								報告期間3: 公務員期間は「公務員期間」欄に記入																			
	報告期間4: 今回公立学校共済組合員になった日																											
	年 月 日								年 月 日								【注意】 「公務員期間」欄の加入期間については特に誤りのないように記入してください。											
	年 月 日								年 月 日																			
離婚時みなし被保険者期間	年 月 日								年 月 日																			
被扶養配偶者みなし被保険者期間	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
年金未加入期間等	平 ▲ 年 7 月 21 日								平 □ 年 4 月 1 日								学生								未加入			
	年 月 日								年 月 日								報告期間1: 20歳の誕生日の前日からの期間 *未加入・未納期間の場合は、この「年金未加入期間等」欄に記入する。											
上記以外の年金加入期間 有 ・ 無 ↑ いずれかに〇 「有」の場合は右欄に加入期間を記入してください。(国民年金のみ加入の場合は下欄も参照してください)	平 □ 年 4 月 1 日								平 ■ 年 4 月 1 日																「上記以外の年金加入期間」 ・第一号厚生年金被保険者(会社員等) ・第四号厚生年金被保険者(私立学校職員(私学共済)) ・国民年金のみ加入 ・学生納付特例 等の公務員共済以外の年金制度に加入している期間をいいます。			
	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
右参考の「国民年金のみ加入」の期間のうち、加入期間が一日のみの場合は右欄にその日付を記入してください。	年 月 日								年 月 日								在学中に市町村役場へ「納付猶予申請」の手続きをした者								日			
	年 月 日								年 月 日																日			
	年 月 日								年 月 日																			
	年 月 日								年 月 日																			
私の年金加入期間等について、上記のとおり報告します。																												
公立学校共済組合愛知支部長殿												〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇																
令和 ◇ 年 4 月 1 日												住所 〇〇市〇〇町1-2-3																
組合員												氏名 豊田 次郎																
※自署に限り押印不要																												

※引き続く他の共済組合(公務員期間)又は引き続かない共済組合(公務員期間)がある場合は、「組合員転入・異動届書兼前歴報告書」を併せて提出してください。

個人番号確認票についての説明とお願い

1 個人番号確認票について

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）導入に伴い、平成28年1月からは法令の規定により、個人番号の取得及び「通知カード」の提示等による番号確認を行い、源泉徴収票等に職員本人や扶養親族の個人番号を記載し税務署等へ提出することが義務づけられていますので、個人番号の提供・番号確認の手続についてご理解とご協力をお願いします。

なお、取得した個人番号の利用目的は次のとおりで、他には利用しません。また、提出された「通知カードの写し」は、県教委へデータの形で報告後、廃棄します。

【利用目的】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・源泉徴収票作成事務 | ・雇用保険届出事務 |
| ・住民税特別徴収に関する事務 | ・財産形成貯蓄制度に関する届出事務 |
| ・共済組合届出事務 | ・組合員貯金又は福祉貯金に関する届出事務 |
| ・国民年金第3号被保険者届出事務 | ・児童手当支給事務 |
| ・健康保険・厚生年金保険届出事務 | |

- ※ 市町村立学校給与システム対象者に該当する可能性がある全ての事務を記載しています。
- ※ 社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは法令で定められています。
- ※ 取得した個人番号は法令その他の規程を遵守して適正に取り扱います。
- ※ 個人番号が変更された場合は、速やかに所属の給与事務担当者に報告してください。

2 個人番号取扱いについて

特定個人情報等の適正な取扱いの確保のため、個人番号を記載している書類は次のような取扱いをさせていただきます。

対象となる書類

① 個人番号確認票

- ・番号確認のため、ご本人の通知カード等の写しを「個人番号確認票」に貼付し、提出をお願いします。

※通知カード等：通知カード、マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書

- ・なお、法令の規定により、配偶者・扶養親族の方の個人番号の番号確認は、本人が行うこととされていますので、配偶者・扶養親族の方の通知カードを所属に提示していただく必要はありません。

② 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- ・申告書に本人と配偶者・扶養親族の方の個人番号を記載していただき、事務担当者へ提出をお願いします。

○ 令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等申告書

1

2

3

4

令和6年 給付所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

記載のしかたはこちら


所轄税務署長等

給付の支払者
の名称（氏名）

神田
税務署
練馬
市沢村町長

〇〇〇〇 株式会社

あなたの住所
東京都千代田区神田錦町3-3

（フリガナ）
あなたの氏名
山川 太郎

あなたの個人番号
111223334455667
（郵便番号 176-0006）

あなたの住所
東京都練馬区京町 23-7

あなたの生年月日
令和 55 年 1 月 1 日

配偶者の氏名
本人 太郎

あなたの年齢
本人 太郎

配偶者の有無
配偶者の有無

受給者の給付について扶養控除等申告書の提出（届出）に当たっては、ご留意ください。

あなたに課税控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
A 課税控除対象配偶者（注1）	ヤマカワ アサコ	212131	414515	616171	400,000円
	山川 明子	子	昭和 55 . 10 . 5		
	ヤマカワ イチロウ	子	昭和 14 . 2 . 4		
	山川 一郎	子	昭和 14 . 2 . 4		
B 課税対象扶養親族（6歳以上）（平21.1.12現在）	ヤマカワ ジロウ	313414	515161	717181	0円
	山川 二郎	子	昭和 19 . 5 . 17		
	ヤマカワ タカオ	414151	616171	818191	0円
	山川 隆雄	父	昭和 20 . 5 . 8		
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		
	山川 隆雄	子	昭和 14 . 2 . 4		

○住民税に関する事項（注2）は、地方税法第45条の3及び第37条の3の2に基づき、給付の受給者を経由して市区町村長に提出する給付所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平21.1.12以後生）	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	ヤマカワ サチコ	515161	617178	819191	0円
2	山川 三郎	子	昭和 22 . 7 . 5		

○全令和6年度の所得者及び扶養親族の異動は、令和6年度の異動月日及び事由欄に記入してください。

運動手当等を受取る配偶者・扶養親族	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	子	昭和 22 . 7 . 5		

○全令和6年度の所得者及び扶養親族の異動は、令和6年度の異動月日及び事由欄に記入してください。

運動手当等を受取る配偶者・扶養親族	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	子	昭和 22 . 7 . 5		

○全令和6年度の所得者及び扶養親族の異動は、令和6年度の異動月日及び事由欄に記入してください。

運動手当等を受取る配偶者・扶養親族	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	子	昭和 22 . 7 . 5		

○全令和6年度の所得者及び扶養親族の異動は、令和6年度の異動月日及び事由欄に記入してください。

運動手当等を受取る配偶者・扶養親族	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	子	昭和 22 . 7 . 5		

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等	給与の支払者 名称(氏名)	〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ)	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日	甲午 平令	◎ 55 年 1 月 1 日	渡れる給与につ いての控除額等 有申告書の提出 有(提出している場 合は、その旨を記 してください。)
	神田 税務署長	給与の支払者 の法人(個人)番号	1112233344556677	あなたの氏名	山川 太郎	世帯主の氏名	山川 太郎		
	練馬 市区町村長	給与の支払者 の所在地(住所)	東京都十代田区神田錦町3-3	あなたの個人番号	11122233344455666	あなたとの続柄	本人		
				あなたの住所又 は居所	(郵便番号 176 - 0006) 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無	有・無		

▶ ① 所轄稅務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2 か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

① 主たる給付者から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏 名	③ 個人番号	④ 老人扶養家族 (昭和11以後生)	⑤ 特定扶養家族 (平成12年~平成18.12.31)	⑥ 令和6年中の所得の見積額	⑦ 非居住者である親族	住所又は居所	異動月及び事由 (令和6年中の異動があった場合には記載してください。以下同じです。)	
	A 源泉控除対象配偶者 (注1)	ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7			400,000円	生計を一にする事実 (該当する場合は□印を付けてください。)	東京都練馬区栄町 23-7		
		山川 明子		男・大 55・10・5			☐ 同居老親等 ☐ その他			
		ヤマカワ イナロウ			☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払					
	B 控除対象親族 (16歳以上) (平成21.1.1以前生)	1	山川 一郎	子	男・大 14・2・4	☒ 特定扶養家族	0円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	東京都練馬区栄町 23-7	
		2	ヤマカワ ジロウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8			0円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
		山川 二郎	子	男・大 19・5・17	☐ 特定扶養家族					
		3	ヤマカワ タカオ	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9			300,000円	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	ク	
			山川 隆雄	父	男・大 20・5・8	☐ 特定扶養家族				

► 1 A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和6年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人）に限りま
す。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を
受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和6年中の合計所得金
額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

► 2 B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

- イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成21年1月1日以前に生まれた人）
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）
（ロ） 年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一緒にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶ ③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 30.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和30年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 14.1.2 生～平 18.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成14年 1 月 2 日～平成18年 1 月 1 日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 の記入

		①	②	③	④
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☒ 障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	☐ 寡婦
		一般の障害者		☒ (1人)	☐ ひとり親
		特別障害者		(人)	☐ 勤労学生
		同居特別障害者		(人)	
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。					
障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意」の8をお読みください。)					異動月日及び事由
山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付					
(注)1 障害者(障害者)とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。2 生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者として給与を支払う人)をいいます。3 同一生計配偶者は、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。					

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成21年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

①	16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	あだこの氏名	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外国籍扶養親族(注)の所得の見積額(※)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得等を除いた金額を記載します。
		ヤマカワ サブロー	5,15,6,1,6,7,1,7,8,1,9,1,0,0	子	22・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	②	0円		
③	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	あだこの氏名	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	非居住者である親族(注)の所得の見積額(※)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明大和 平介			④	⑤	⑥	⑦

▶① 16 歳未満の扶養親族（平 21.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成21年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和6 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和6年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

通勤届の記入の仕方

(交通用具利用者の場合)

通 勤 届

令和〇年 4 月 〇日提出

任命権者 豊明市教育委員会 殿		勤務公署名 豊明市立〇〇〇〇学校		届出の理由 (該当する□にレ印を付する。) ☒ 新規 (☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路又は方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ その他 () 届出の理由が生じた日 令和〇年 4 月 1 日 ☐ 交替制勤務者等 (該当者はレ印を付する。)				
職 名 教 諭		所在地 豊明市〇〇〇〇〇〇〇〇〇					職員番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	
住 居 〇〇市〇〇町〇〇番地 コーポ〇〇 3 0 2 号		豊明 信長 自署						
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 ☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)								
順 路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	障害者割引定期券等の使用	備 考		
1 ☐	自動車	住居 から (経由) 学校 まで	9.9 km	30 分		往路 10 km 復路 9.8km		
2 ☐		から (経由) まで	.	分		一方通行のため		
3 ☐		から	片道の距離を記入してください。 (小数点第1位(100m)単位まで)			(記入上の注意 ※7 参照)		
4 ☐		から						
5 ☐		から (経由) まで	. km	分				
その他届出事項						総所要時間 30 分		
記入上の注意 1 「届出の理由」欄中「通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には勤務公署から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。 3 「交替制勤務者等」には、交替制勤務者又は兼務者等で平均1か月当たりの通勤所要回数が21回に満たない場合は、通勤所要回数に達しない旨を記入する。 4 「距離」欄には、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車を使用する区間について、その距離を記入する。 5 「障害者割引定期券等の使用」欄には、障害者割引定期券、株主優待乗車券、福祉特別乗車券、敬老パス、 6 運賃等の負担額に変更があつた場合は、変更のあつた交通機関について「備考」欄にその旨を記入する。 <u>※7 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。</u> <u>※8 新幹線鉄道等のうち有料の道路を利用する者にあつては、利用する有料の道路の名称、利用区間、自動車等の種別(普通自動車、軽自動車等)を「備考」欄に記入する。</u> 9 規則第8条の3第2項に掲げる職員にあつては、「その他届出事項」欄に同項に掲げる職員と認めるに足る事情を記入する。 10 新幹線鉄道等を利用する者にあつては、「その他届出事項」欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法及びその区間、距離及び所要時間を記入する。								

備考欄

- ※7 往路と復路で距離が異なる場合は、理由と往路・復路の距離をそれぞれ記入してください。片道の距離は、平均距離を記入します。
【例】交通渋滞回避のため 等
- ※8 有料道路を往復共に利用する場合は、その旨を記入してください。
【例】南知多高速道路(豊丘～東浦知多)
普通自動車

※注意

- ①通勤距離は最短で認定されますので、届と違う距離で認定される場合があります。
- ②通勤手当の支給要件は次のとおりです。
- ・通勤のために交通機関等や自動車等の使用を常例とすること。
 - ・徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が最短で片道2 km以上あること。

お願い

通勤経路もしくは方法が変わった(届出と違う経路になった)、運賃等が変わった(届と違う金額になった)場合は、必ず事務職員にお申し出ください。

通勤届の記入の仕方

(交通機関、交通用具利用者の場合)

通 勤 届

令和〇年 4 月 〇日提出

任命権者 豊明市教育委員会 殿		勤務公署名 豊明市立〇〇〇〇学校	届出の理由 (該当する□にレ印を付する。) ☒ 新規 (☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路又は方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ その他 () 届出の理由が生じた日 令和〇年 4 月 1 日 ☐ 交替制勤務者等 (該当者はレ印を付する。)			
職 名 教 諭		所 在 地 豊明市〇〇〇〇〇〇〇〇〇	豊明 信長 自 署			
住 居 〇〇市〇〇町〇〇番地		コーポ	〇〇 3 0 2 号			
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 ☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)						
順 路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	障害者割引定期券等の使用	備 考
1 ☐	自 転 車	住居 から (経 由) △△駅まで	1.5 km	10 分		
2 ☐	J R	△△駅から (経 由) 〇〇駅まで	. km	25 分	記入上の注意 (※5 参照)	
3 ☐	自 転 車	〇〇駅から (経 由) 学校 まで	0.7 km	5 分		
4 ☐		から (経 由) まで	km	分		
5 ☐		から (経 由) まで	km	分		
その他届出事項					総所要時間	40 分
記入上の注意 1 「届出の理由」欄中「通勤経路又は方法の変更」から普通勤務への変更等)による負担額の変更 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い 3 「交替制勤務者等」には、交替制勤務者又は 4 「距離」欄には、自動車その他の原動機付の交 ※5 「障害者割引定期券等の使用」欄には、障害者割引定期券、株主優待乗車券、福祉特別乗車券、敬老バス、通学定期券等を使用して通勤する場合にその種別を記入する。 6 運賃等の負担額に変更があつた場合は、変更のあつた交通機関について「備考」欄にその旨を記入する。 7 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 8 新幹線鉄道等のうち有料の道路を利用する者にあつては、利用する有料の道路の名称、利用区間、自動車等の種別 (普通自動車、軽自動車等) を「備考」欄に記入する。 9 規則第8条の3第2項に掲げる職員にあつては、「その他届出事項」欄に同項に掲げる職員と認めるに足る事情を記入する。 10 新幹線鉄道等を利用する者にあつては、「その他届出事項」欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法及びその区間、距離及び所要時間を記入する。						

① 自動車
② 原動機付の交通用具
③ 自転車
を使用する区間にのみ距離を記入する。

片道の時間を記入

障害者割引定期券等の使用欄

※5 障害者割引定期券、株主優待乗車券、福祉特別乗車券、敬老バス等定期券等の定額とは異なる料金の定期券等を使用して通勤する場合は、その種別を記入してください。

※注意

- ①通勤距離は最短で認定されますので、届と違う距離で認定される場合があります。
- ②通勤手当の支給要件は次のとおりです。
 - ・通勤のために交通機関等や自動車等の使用を常例とすること。
 - ・徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が最短で片道2 km以上あること。

お願い

通勤経路もしくは方法が変わった (届出と違う経路になった)、運賃等が変わった (届と違う金額になった) 場合は、必ず事務職員にお申し出ください。

* 交通機関利用者の場合、通勤手当は、
4 月・10 月に6か月通勤定期の金額が支給されます。

公務使用に係る自家用自動車届出書の提出について

豊明市では、自家用車を公務出張に使う場合、「公務使用に係る自家用自動車届出書」を校長に提出することになっています。

なお、自家用車を公務出張に使用できる条件は、次のとおりです。

- 1 対人損害賠償保険 無制限加入
- 2 対物損害賠償保険 500 万円以上加入
- 3 免許証取得後 1 年以上経過
- 4 **法定点検(車検・12 か月)を受けている**
- 5 交通事故を起こし、又は交通法規に違反して刑罰に処せられ、又は行政処分を受けた日から 1 年を経過している

※ここでいう自家用車は、道路交通法に規定する普通自動車をいいます
(自動二輪・大型自動車・原動機付自転車は含まれません)

・ 4 月上旬に所属にて届出書を配布しますので、以下のものを準備してください

・ 運転免許証

・ 任意保険の加入を証明する書類

※ 公務出張の使用条件に満たない場合は契約内容を変更してください

住居届の記入の仕方

★ 大家さんを記入
仲介業者（不動産屋等）は記入しない。

様式第1（第3条関係）

住 居 届

令和〇〇年 4 月 〇〇日提出

任命権者 刈谷市教育委員会 殿		所属名 豊明市立〇〇〇学校		主な届出の理由 ☒ 新規 ☐ 支給要件の喪失 ☐ 転居 ☐ 契約関係の変更（契約の更新を含む。） ☐ 家賃額の改定 ☐ その他（ ）	
職 名 教 諭	氏 名 豊 明 信 長	自 署		職員番号 〇〇〇〇〇〇〇	
住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。（契約書等証明書類 通添付）					
契 約 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日		契 約 期 間	〇〇年 〇月 〇日から △△年 △月 △日まで	
住宅の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地			住宅への入居日	〇〇年 〇月 〇日
★住宅所有者	愛知 次郎 続柄（他人）		住 所	〇〇市△△町××番地	
住宅の貸主	△△建物管理株式会社 続柄（他人）		住 所	△△市〇〇町□□番地	
住宅の借主	☒ 本人 ☐ 扶養親族 氏名（ ）		共同義人が ☒ いない ☐ いる 氏名（ ）続柄（ ） 氏名（ ）続柄（ ）		
家 賃	家賃の額のみ ※共益費・駐車場代は 含まない		55,000 円 〇月 〇日から 左記家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 （光熱費込みの下宿代） ☐ 食費等が含まれている。（賄い付下宿代）		
記入上の注意 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかーについて ☒ 印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに ☒ 印を付するものとする。					

備考

添付書類については、次ページを参照してください。

チェック1 □ 記入例を参照し、漏れなく記入されていますか。

- ・ 住宅の所有者、住宅の貸主との続柄が記入されていますか。
(他人の場合は続柄の括弧内に他人と記入する)
契約書に所有者が記載されていない場合は、重要事項説明書などで調べてください。
それでも記載されていない場合は管理会社に問い合わせの上記入してください。管理会社に問い合わせても不明だった場合は、「不明」と記入してください。
- ・ 家賃等の月額が駐車場代・共益費等を除いた金額が記入されていますか。
- ・ 家賃の割引サービスがある場合は、事務職員に連絡しましたか。

チェック2 □ 契約書の写しは全頁揃っていますか。

(重要事項説明書だけでは不可です。)

- ・ 契約書に駐車場代・共益費等が「込み」で記載されている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明が添付されていますか。
(内訳金額、または区分できない旨の証明)
- ・ 領収書等は写しが添付されていますか。
(原本は添付しない)
- ・ 領収書を添付できず預金通帳の写しを添付する場合は、表紙部分もあわせて添付されていますか。

住居届の添付書類

*あなたの必要書類は次のとおりです。(○の打ってあるもの)

必要	書 類 名	証 明 事 項
○	契約書の写し（契約書が作成されない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書 ← 借家契約証明書）	賃貸住宅
○	領収書の写し（4月分の家賃の分かるもの） （口座から引き落としされる場合は、通帳の写しでも可） （クレジットカード払いの場合は、クレジットカード明細およびクレジットカードの引き落とし口座の通帳の写しの提出が必要です。） ※通帳の写しは通帳の表紙と引き落とし部分が載っているページの写しを提出	
	住民票の写し（通勤届を提出した者は必要なし）	居住の証明

扶養親族届の記入の仕方

様式第1(第2条関係)

扶 養 親 族 届

(令和 〇 年 4 月 〇 日提出)

任命権者 豊明市教育委員会 殿	所 属 名 豊明市立〇〇〇〇学校	
	職 名 教諭	氏 名 豊明 信長
		職員番号 〇〇〇〇〇〇〇
自 署		

扶養手当に関する規則第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 〇 通添付)

届出の理由 <該当する□に✓印を付すこと。>

☒1 新たに職員となった (行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)

☐2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった (子以外の扶養親族がある場合に限る。)

☐3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。)

☐4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で22歳の年度末を越えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
豊明 花子	妻	SO.O.O	同居	給与	80万	ROO.4.1	新規
豊明 正男	長男	HO.O.O	同居	無	0	ROO.4.1	〃
豊明 幸男	二男	HO.O.O	同居	無	0	ROO.4.1	〃

(注)1「続柄」欄には、職員との続柄を(身体又は精神に著しい障害がある場合を除く)記入する。
2「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村を記入する。
3「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得(見込額)を記入する。
4「届出の事由」欄には、届出理由の2又は3に該当する場合をそれぞれ記入する。

参 考 <認定上参考になると思われる事項があれば記入してください。>

扶養親族の範囲

- ・配偶者(内縁関係を含む)
- ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる子(養子を含む)
- ・60歳以上の父母、祖父母
- ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる孫、弟妹

所得限度

- ・記載例22 をご覧ください。

扶養親族届の添付書類

* 必要書類は次のとおりです。(○の打ってあるもの)

必要	書 類 名	対象被扶養者名
○	戸籍抄本又は住民票の写し（家族全員分、かつ続柄の分かるもの）	
	所得に関する証明書類（公的機関等の発行する最新の所得の証明書）	
	所得に関する証明書類（退職証明書）	
	所得に関する証明書類（失業保険金を受けていないことの証明書）	
	所得に関する証明書類（今後1年間の恒常的な収入総額が <u>130万円未満</u> であることを証明する書類） ※所得が給与の場合は勤務先の雇用契約書等、月の収入が判断できるもの（月額10万8333円以内であること）	
	所得に関する証明書類（申立書）	
	所得に関する証明書類（ 月～ 月分の給与明細書）	
	所得に関する証明書（年金改定通知書）	
	所得に関する証明書（確定申告書の写し）	
	所得に関する証明書（ ）	
	共同扶養する子に関する申告書	
	扶養に関する証明書	
	戸籍謄本（職員、父母又は祖父母の記載有り）	
	生計維持に関する証明書類（他の者に主として扶養されていないことを証明する書類）	
	生計維持に関する証明書類（職員の扶養に関する申立書）	
	生計維持に関する証明書類（必要に応じ扶養に関する証明書）	
	戸籍謄本（職員、父母、弟妹の記載有り）	
	医師の診断書（病状、病歴等の具体的、詳細記載）	

児童手当・特例給付認定請求書の添付書類

＊必要書類は次のとおりです。（○の打ってあるもの）

必要	書 類 名
○	請求者及び支給対象となる児童の属する世帯の全員の住民票の写し （続柄の記載のあるもの）
○	市区町村発行の <u>児童手当用</u> の所得証明書 （請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書）
	配偶者がいる場合には、市区町村発行の <u>児童手当用</u> の所得証明書等の当該配偶者の所得が証明できる書類 （所得税法上の控除対象となっている場合は不要）
	児童手当・特例給付口座振替申出書
	〈児童が海外に留学している場合〉 海外留学に関する申立書 留学先の学校の在学証明書 留学前の日本国内での居住状況がわかるもの
	〈児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合〉 別居監護に係る申立書（任意様式） 当該児童の属する世帯の全員の住民票
	〈請求者が未成年後見人である場合〉 未成年後見人である旨の申立書 請求に係る児童の戸籍抄本
	〈請求者が父母指定者である場合〉 父母指定者指定届受領書（市町村が発行するもの） 父母等の居住状況が分かる書類（居住証明書等）
	〈児童が請求者自身の子でない場合〉 ※請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。 生計維持申立書（任意様式） 父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
	〈生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合〉 申立書 当該事実を明らかにすることができる書類
	請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合、その事実を明らかにすることができる書類
	支給事由消滅通知書（請求の理由ア、イに該当する場合）